



長野県告示第321号

平成17年3月31日専決処分した平成16年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成17年7月19日

長野県知事 田中康夫

平成16年度長野県一般会計補正予算(第6号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	2051 億 6006 万 2 千円	11 億 8896 万 6 千円	2063 億 4902 万 8 千円
2 地方消費税清算金	512 億 1500 万 円	△ 29 万 7 千円	512 億 1470 万 3 千円
3 地方譲与税	81 億 9400 万 円	8 億 5267 万 6 千円	90 億 4667 万 6 千円
5 地方交付税	2425 億 1621 万 1 千円	14 億 8539 万 2 千円	2440 億 160 万 3 千円
6 交通安全対策特別交付金	10 億 3176 万 8 千円	△ 6190 万 5 千円	9 億 6986 万 3 千円
7 分担金及び負担金	46 億 1358 万 円	1323 万 1 千円	46 億 2681 万 1 千円
8 使用料及び手数料	205 億 181 万 9 千円	1 億 2342 万 5 千円	206 億 2524 万 4 千円
9 国庫支出金	1474 億 8754 万 2 千円	2071 万 9 千円	1475 億 826 万 1 千円
10 財産収入	39 億 590 万 9 千円	△ 2 億 9156 万 1 千円	36 億 1434 万 8 千円
11 寄付金	7225 万 5 千円	800 万 円	8025 万 5 千円
12 繰入金	208 億 2786 万 1 千円	△ 68 億 2200 万 円	140 億 586 万 1 千円
14 諸収入	909 億 6803 万 2 千円	4 億 210 万 1 千円	913 億 7013 万 3 千円
15 県債	1030 億 4500 万 円	△ 4 億 6400 万 円	1025 億 8100 万 円
歳入合計	9082 億 5298 万 9 千円	△ 35 億 4525 万 3 千円	9047 億 773 万 6 千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	460 億 4044 万 7 千円	△ 7 億 2808 万 3 千円	453 億 1236 万 4 千円
3 民生費	687 億 7407 万 2 千円	2 億 9722 万 6 千円	690 億 7129 万 8 千円
7 農林水産業費	556 億 6482 万 1 千円	△ 1096 万 6 千円	556 億 5385 万 5 千円
8 商工費	711 億 3651 万 4 千円	△ 1 億 8295 万 2 千円	709 億 5356 万 2 千円
9 土木費	1357 億 6007 万 6 千円	△ 15 億 6856 万 8 千円	1341 億 9150 万 8 千円
10 警察費	431 億 4405 万 7 千円	△ 4997 万 4 千円	430 億 9408 万 3 千円
11 教育費	1978 億 7921 万 1 千円	△ 6 億 3866 万 4 千円	1972 億 4054 万 7 千円
12 災害復旧費	180 億 9564 万 7 千円	△ 3 億 5872 万 8 千円	177 億 3691 万 9 千円
13 公債費	1765 億 8280 万 5 千円	△ 2 億 5677 万 8 千円	1763 億 2602 万 7 千円
14 諸支出金	641 億 8392 万 1 千円	△ 4776 万 6 千円	641 億 3615 万 5 千円
歳出合計	9082 億 5298 万 9 千円	△ 35 億 4525 万 3 千円	9047 億 773 万 6 千円

2 地方債補正

社会福祉施設整備事業費ほか8件 限度額 △ 4 億 6400 万 円

平成16年度長野県公債費特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	1703 億 5591 万 9 千円	△ 5836 万 6 千円	1702 億 9755 万 3 千円
歳入合計	2136 億 5676 万 1 千円	△ 5836 万 6 千円	2135 億 9839 万 5 千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 公債費	2136 億 5676 万 1 千円	△ 5836 万 6 千円	2135 億 9839 万 5 千円
歳出合計	2136 億 5676 万 1 千円	△ 5836 万 6 千円	2135 億 9839 万 5 千円

長野県告示第322号

平成17年7月11日成立した平成17年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成17年7月19日

長野県知事 田中康夫

平成17年度長野県一般会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	1183億2003万6千円	1億4050万6千円	1184億6054万2千円
11 寄付金	4303万2千円	362万円	4665万2千円
12 繰入金	230億9157万円	258万5千円	230億9415万5千円
13 繰越金	1千円	2億1197万1千円	2億1197万2千円
14 諸収入	804億8337万円	3212万2千円	805億1549万2千円
15 県債	853億2700万円	1200万円	853億3900万円
歳入合計	8527億7241万6千円	4億280万4千円	8531億7522万円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	351億5680万円	1億3341万円	352億9021万円
3 民生費	750億1280万7千円	791万5千円	750億2072万2千円
4 衛生費	187億2562万7千円	2111万2千円	187億4673万9千円
6 生活環境費	61億6258万8千円	2798万円	61億9056万8千円
7 農林水産業費	462億4987万8千円	2435万6千円	462億7423万4千円
8 商工費	698億7964万円	4193万3千円	699億2157万3千円
9 土木費	1213億3619万円	1億1191万5千円	1214億4810万5千円
10 警察費	430億2060万5千円	1780万9千円	430億3841万4千円
11 教育費	1964億3433万9千円	1637万4千円	1964億5071万3千円
歳出合計	8527億7241万6千円	4億280万4千円	8531億7522万円

2 債務負担行為補正

しなの鉄道設備投資資金等借入金損失補償 限度額 元金752,928千円及びこれに対する利息(延滞利息含む。)相当額

3 地方債補正

交通安全施設整備事業費 限度額 1200万円

長野県告示第323号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成17年7月19日

長野県知事 田中康夫

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜またはその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
県内における高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため	県内全域	対象家畜 鶏（採卵鶏に限る） 実施範囲 採卵鶏を1,000羽以上飼養している農場	平成17年7月25日から 平成17年9月16日まで	寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査

畜産課

長野県告示第324号

森林整備に係る建設機械の活用促進事業補助金交付要綱を次のとおり定めます。

平成17年7月19日

長野県知事 田中康夫

森林整備に係る建設機械の活用促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、森林資源の有効利用を図るための森林整備作業の機械化を推進するため、認定事業主等（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に規定する認定事業主又は長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成13年長野県告示第139号）に基づく入札参加資格を有する者をいう。第2の表において同じ。）が所有する建設機械を高性能林業機械に改造するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（経費及び補助率）

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経費	補助率
認定事業主等が所有する建設機械を高性能林業機械（プロセッサ又はスイングヤードに限る。）に改造するために要する経費	10分の3以内

（補助金交付の条件）

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- 補助事業を中止し若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について

は、財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図ること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したときは、当該補助事業に係る補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用法その他について条件を付することができる。

（交付申請書等）

第4 規則第3条に規定する申請書は、森林整備に係る建設機械の活用促進事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、別に定める。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

（変更承認申請書等）

第5 第3第1項第1号及び第2号の規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 第3第1項第1号の場合 森林整備に係る建設機械の活用促進事業変更承認申請書

(2) 第3第1項第2号の場合 森林整備に係る建設機械の活用促進事業中止（廃止・完了期限延長）承認申請書

（申請の取下げ）

第6 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、森林整備に係る建設機械の活用促進事業交付申請取下げ書を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

（実績報告書等）

第7 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、森林整備に係る建設機械の活用促進事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、別に定める。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受け付けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金交付の請求）

第8 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、森林整備に係る建設機械の活用促進事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

（申請書の様式）

第9 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

（書類の提出部数及び経由）

第10 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とし、補助金の交付決定を受けた者の主たる営業所の所在地を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の長を経由するものとする。

林業振興課

長野県告示第325号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成17年7月19日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村四徳292の113、292の124・292の148（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、292の209、739の1、746の2、746の3、1284の6、1284の14、1284の247

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草1657の1から1657の3まで、1660の3、1660の15、片桐5022、5075の1、北安曇郡白馬村大字神城字ドラロク13324のイ、13324のロ、13324のハ、13324のニ、13324のホ、13324のヘ、13324のト、13324のチ、13324のリ、13324のヌ、13325のイ、13325のロ、13325のハ、13326のイ、13326のロ、13327のイ、13327のロ、13327のハ、13327のニ、13327のホ、13327のヘ、13328のイ、13328のロ、13328のハ、13328のニ、13328のホ、13328のヘ、13328のチ、13328のリ、13328のル、13329のイ、13329のロ、13329のハ、13329のニ、13329のホ、13329のヘ、13330の1、13330のイ、13330のハ、13330のニ、字堰ノ入13341の18、13341の23、13341のソ、13341のツ、13341のネ、13341のナ、13341のク、13342の1、13345のイ、13345のロ、13346、13348から13350まで、13351の1、13352から13358まで、13359の1、13359の2、13360、13361のイ、13361のロ、13361のハ、13361のニ、13362、13363の1、13363のイ、13363のロ、13363のニ、13363のホ、13364、13365、13366のイ、13366のロ、13366のハ、13367から13369まで、13370のイ、13370のロ、13371のイ、13371のロ、13371のハ、13371のニ、13371のホ、13371のヘ、13372の1、13373の1、13373のイ、13373のロ、13373のハ、13373のニ、13373のホ、13373のヘ、13373のチ、13373のヌ、13373のル、13373のヲ、13373のワ、13373のカ、13373のヨ、13373のタ、13373のレ、13373のソ、13373のツ、13373のネ、13373のナ、13373のラ、13373のウ、13373のキ、13373のノ

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ドラロク13324のイ・13324のロ・13324のハ・13324のニ・13324のホ・13324のヘ・13324のト・13324のチ・

13324のリ・13324のヌ・13325のイ（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、13325のロ、13325のハ、13326のイ・13326のロ・13327のイ・13327のロ（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、13327のハ、13327のニ、13327のホ、13327のヘ、13328のイ、13328のロ・13328のハ・13328のニ・13328のホ・13328のヘ・13328のチ・13328のリ（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、13328のル、13329のイ、13329のロ、13329のハ・13329のニ・13329のホ・13329のヘ・13330の1・13330のイ・13330のハ・13330のニ・字堰ノ入13341の18（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、13341の23、13341のソ・13341のツ・13341のネ・13341のナ・13342の1・13345のイ・13345のロ・13346・13348から13350まで・13351の1・13352・13354・13356から13358まで・13359の1・13359の2・13360・13361のイ・13361のニ・13362・13363のホ・13364・13365・13366のイ・13366のロ・13366のハ・13367から13369まで・13370のイ・13371のハ・13371のニ・13371のホ・13371のヘ・13372の1（以上38筆について次の図に示す部分に限る。）、13373の1、13373のイ・13373のロ・13373のハ・13373のニ・13373のホ（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、13373のヘ、13373のチ（次の図に示す部分に限る。）、13373のヌ、13373のル（次の図に示す部分に限る。）、13373のヲ、13373のワ、13373のヨ（次の図に示す部分に限る。）、13373のタ、13373のレ、13373のソ・13373のツ・13373のネ（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、13373のナ、13373のラ、13373のウ、13373のキ、13373のノ

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課